

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第25号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅客運賃の無料等)</p> <p>第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人</p> <p>ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童</p>	<p>(旅客運賃の無料等)</p> <p>第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人</p> <p>ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に</p>

イ (略) (5)から(7)まで (略)	<u>規定する里親に委託されている児童</u> イ (略) (5)から(7) まで (略)
-------------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)